

業務連絡

2013/10/26 No.4

J R 東海 労新幹線関西地本
業 務 部

10月22日、18時20分頃より約20分間、支社会議室において「申」について組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」7件について行いました。

また、「申」2件を申し入れました。

申し入れ内容

「申」第17号：大阪交番検査車両所における「日曜出勤」に関する申し入れ

「申」第18号：「関西地区分会における職場諸要求」に関する申し入れ

審理内容

○地本よりの申し入れ

「申」第10号：「新幹線車両で使用しているフィルター再使用」に関する緊急申し入れ

「申」第11号：「名古屋車両所における職場諸要求」に関する申し入れ

「申」第12号：「大阪交番検査車両における職場諸要求」に関する申し入れ

「申」第13号：「東京高等裁判所の判決」に関する申し入れ

「申」第14号：「鳥飼車両基地における諸要求」に関する申し入れ

「申」第15号：「大阪台車検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れ

「申」第16号：「大阪仕業検査車両所および大阪修繕車両所における職場諸要求」に関する申し入れ

審理した「申」第11号及び第12号、第14号から第16号については開催。しかし第10号及び第13号に対する会社側対応は、「付議事項にあたらぬ」として「却下」という開催拒否をしました。但し会社側より幹事間での回答として「申」第10号及び第13号についての、会社の考え方等について説明がありました。

《会社説明の要旨》

「申」第10号について

会社：基本的に他社のことであり開催しない。

1項「10月1日より、新幹線車両の床下機器類のフィルターで使用していた濾材の再使用を行うのか明らかにすること。」について

会社：実施する。

2項「濾材の再使用を行うことが事実であれば、濾材の再使用は新幹線エンジニアリング単独で行える施策とは到底考えられない。JR東海としての評価を明らかにすること。」について

会社：問題はない。

3項「この施策を行うとすれば、濾材の再使用に際し、床下機器類の動作に影響等、不具合が発生しないことを確認したのか明らかにすること。」について

会社：床下空調で行うものであり、動作不良がないことは確認した。

組合：東京の業研が行った事柄と聞いている。

会社：業研も含めて問題がないことを確認している。かなり細かく検討している。ほぼ新品と変わらない性能である。

4項「この施策を行うとすれば、申し入れ時点において労働組合に対して一切の説明がない。これは労働組合並びに安全の軽視であり強く抗議すると共に、会社の考えを明らかにすること。」について

会社：組合に対しては説明事項に基づいて行う。申し入れ等があれば、説明事項に該当しないものはこういう場を使って説明できるものは行う。

5項「この施策を行うとすれば、大阪のみで行うのか明らかにすること。」について

会社：東京でも行う。交検の場で行う。浜工は聞いていない。

6項「他社のことではあるが、この施策が実施されるのであれば新幹線エンジニアリングで実作業を行う労働者の労働条件等について変更等があれば明らかにすること。また単純な合理化・効率化を行わないようにJR東海として強く指導すること。」について

会社：グループ会社として、これまで通りの指導は行っていく事に変わりはない。関係するSEK社員に対して説明をしてからの実施と聞いている。大きな労働条件変更はない。協力してもらえと思う。グループ企業の社員管理はしっかりと見ていく。今日か明日から実施すると聞いている。

組合：JR東海からの出向社員も多くおり、当然、JR東海労の組合員もいる。このまま実施して問題が出てくれば直接（SEKと）やることになる。

会社：指導はしていくので問題があれば教えて頂きたい。

「申」第号について

会社：最高裁の判断を仰ぐ手続きを行った。詳細については回答しない。

組合：この間、負け続けている。なぜ無駄なあがきをするのか。高裁の裁判長の意見を聞いていないのか。対立を確認する。

1項「会社は、東京高等裁判所の上記判決を真摯に受け止め、速やかに履行すること。」について

会社：拒否

2項「中央本部及び、新幹線関西地本、ならびに名古屋車両所分会に謝罪すること。」について

会社：拒否

3項「謝罪文を本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関の一般掲示板に掲出し、全社員に周知すること。その内容は、今回確定した不当労働行為の事実を記載すると共に「今後はこのような行為を繰り返さないよう留意致します。」とすること。」について

会社：拒否

4項「労使の信義則に違反したことを猛省し、この間の労使交渉における「これまでと同様、今後も不当労働行為をはじめ、違法行為は行なわない」旨の会社回答を撤回すること。」について

会社：拒否

5項「二度と不当労働行為は行わないことを誓約すること。」について

会社：拒否

以上